

協定書（例）

●●ショップ●●店（以下「甲」という。）と千葉県八街市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法及び八街市クーリングシェルターの指定等に関する要綱に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止が図られるよう、クーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第3条 この協定の目的となるクーリングシェルターは、次に掲げるとおりとする。

- 1 名 称 ●●ショップ●●店
- 2 所在地 八街市

（供用部分）

第4条 クーリングシェルターにおいて、市民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 クーリングシェルターの開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- 1 開放する曜日
●曜日～●曜日
- 2 開放する時間帯
午前●時●分～午後●時●分
- 3 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

●人

(クーリングシェルターの管理)

第6条 クーリングシェルターの管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部署名：(例) 企画部営業課販売係

役 職 名：(例) マネージャー

担当者氏名：(例) 八街 太郎

連絡先：

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、クーリングシェルターの供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、クーリングシェルターの供用部分について、クーリングシェルターとして市民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、千葉県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

- 2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、市民その他の者が暑熱を避けるための滞在场所として、第5条に定める開放可能日等において、第4条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

(変更の協議)

第9条 甲は、クーリングシェルターの開放時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 11 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●●月●●日

甲 住 所 ●●県●●市●●番地
●●ショップ●●店
氏 名 ●● ●● ●● 印

乙 住 所 千葉県八街市八街ほ 3 5 番地 2 9
八街市
氏 名 八街市長 北村 新司 印